

第1号様式(第7条関係)

厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)厚木市長

〒
住所
申請者 氏名
電話番号

厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、住宅取得補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 対象住宅

区分	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転居 (旧住所: _____)
住宅の所在地	厚木市
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古
	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 分譲マンション
契約者	(<input type="checkbox"/> 単独 ・ <input type="checkbox"/> 共有)
契約日	令和 年 月 日
所有権保存又は移転の登記の受付年月日	令和 年 月 日
居住開始日	令和 年 月 日
補助対象経費	円
申請補助額(加算含む)	円
該当加算	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅が要綱の別表に定める定住促進地域内にある場合 10万円 <input type="checkbox"/> 補助対象世帯員に市内に在勤する勤労者等がいる場合 10万円

2 世帯員

申請者世帯	(フリガナ) 氏名(※1)	生年月日	年齢	申請者から 見た続柄
世帯主	()	昭・平 年 月 日		
世帯員	()	昭・平・令 年 月 日		
	()	昭・平・令 年 月 日		
	()	昭・平・令 年 月 日		
	()	昭・平・令 年 月 日		
	()	昭・平・令 年 月 日		
勤務先(※2)	名称			
	所在地	厚木市		
	勤務開始日			

※1 世帯員が出産予定の場合は、氏名欄に「出産予定」と記入してください。

※2 勤務先が厚木市内の場合のみ記入してください。

(備考)

この様式に別添1を合わせたものが第1号様式です。

第1号様式の別添1

調査同意書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先)厚木市長

申請者 住所
氏名

私たちは、厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金の交付の決定に必要な範囲において、市長が私及び世帯員(出産予定の場合は、世帯員となる予定の者)に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意するとともに、次の事項について誓約します。

1 世帯員(18歳以上の方は、自筆で御記入ください。)

申請者世帯	氏名	生年月日	年齢	申請者から見た続柄
世帯主		昭・平 年 月 日		
世帯員		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		

2 誓約事項 裏面のとおり

誓約事項

(補助対象者)

- (1) 世帯員に中学生以下の子（出生前であることが母子手帳で確認でき、出生後に同居する予定の子を含む。）がいる若年世帯（以下「補助対象世帯」という。）の者であること。
- (2) 補助対象者が、補助対象住宅に居住しており、継続して3年以上居住する予定であること。
- (3) 補助対象住宅の新築工事又は購入の契約者であること。
- (4) 補助対象世帯の世帯員（以下「補助対象世帯員」という。）が、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請日において、補助対象世帯員が、納期限が到来している市税等（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を含む。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (6) 補助対象世帯員が厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。
- (7) 補助対象世帯員に外国人を含む場合にあっては、前各号に掲げる要件に加え、当該外国人が法令に基づき日本国に永住権を有し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助対象世帯員のうち、納税義務がある者に第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過する日前に、市税等の滞納が発生したとき。
- (3) 第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過する日前に、補助対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。
- (4) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過する日前に、転居し、又は転出したとき。
- (6) 補助金の返還を命ぜられた場合は、市長が指定する期限までに当該補助金を返還します。